

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

香川県人事委員会委員長 柳瀬治夫

香川県人事委員会規則第1号

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和53年香川県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別料金等の額)	(特別料金等の額)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 略	3 紿与条例附則第2項第2号に規定する特別料金等の額は、同号の支給単位期間における次の各号に掲げる高速艇の利用の区分に応じて当該高速艇の利用回数を当該各号に定める当該高速艇の利用に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乘じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 宇野港と宮浦港との間に運航されている高速艇を利用した場合 <u>360円</u>	(4) 宇野港と宮浦港との間に運航されている高速艇を利用した場合 <u>290円</u>
4 略	4 略

附 則

- この規則は、令和8年2月1日から施行する。
- 改正後の第7条第3項第4号の規定は、この規則の施行の日以後における高速艇の利用について適用し、同日前における高速艇の利用については、なお従前の例による。